

## 漁船転用許可

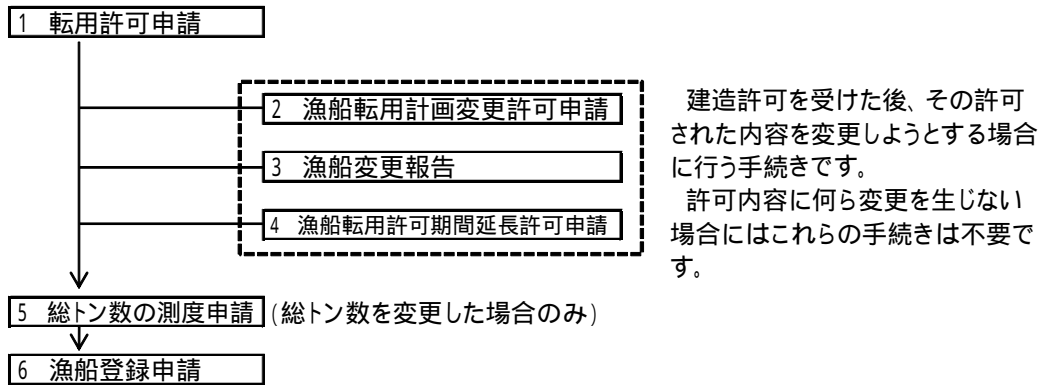
船の長さ10メートル以上の一般船舶や漁船登録抹消船などの漁船以外の船舶を、改造しないで動力漁船に転用しようとする者は、青森県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならないことになっています。

(船の長さ10メートル未満の一般船舶等を動力漁船に転用する場合 新規登録)

申請は以下の手順で行います。

(転用しようとする際に改造も行う場合には、転用許可ではなく、改造許可を受ける必要があります。)

### 転用許可から漁船登録までの申請の手順

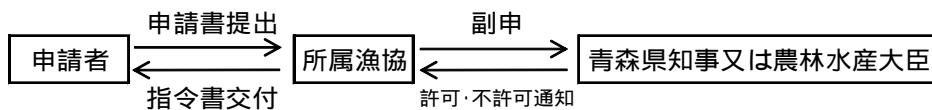


### (1) 申請手続き ア 申請先

転用しようとする漁船の内容	申請先
(ア)漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船(イを除く。)	青森県知事
(イ)漁業法、水産資源保護法等に基づき農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船	農林水産大臣 (水産庁管理課漁船管理班)
(ウ)上記(ア)(イ)に掲げる以外の動力漁船で総トン数20トン未満のもの	青森県知事
(エ)上記(ア)(イ)に掲げる以外の動力漁船で総トン数20トン以上のもの	農林水産大臣 (水産庁管理課漁船管理班)

農林水産大臣が申請先となる場合の申請手続きについては、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

- イ 申請書 NO.3
- ウ 手数料 不要
- エ 添付書類 別表(C)
- オ 提出部数(申請書及び添付書類) 各1部
- カ 申請等経路



提出された申請書は県又は国で内容が審査(許可の基準)され、適正であれば「転用許可指令書」が交付されます。申請者はその許可の日から2ヶ月以内に当該船舶を漁船に転用しなければなりません。

### (2) 転用許可の失効と取消

#### ア 許可の失効

転用許可を受けた後、以下の事由に該当する場合には、当該転用許可は効力を失うこととなります。

(ア)転用許可の日から2ヶ月以内(転用許可期間)に当該船舶を漁船に転用しないとき。  
(イ)漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する場合において、その漁業につき起業の認可が失効し、若しくは取り消され、又は許可その他の処分が取り消されたとき。

但し、(ア)に関し、漁船転用許可期間延長許可申請を行うことによって転用許可期間を延長できる場合があります。

#### イ 許可の取消

転用許可を受けた後、次の(ア)～(カ)に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときには、その変更につき、転用許可をした行政庁の計画変更許可(漁船転用計画変更許可申請)を受けなければなりません。もし、計画変更許可を受けずに変更した場合には、当該転用許可が取り消されることがあります。

- (ア)漁業種類又は用途
- (イ)操業区域及び主たる根拠地
- (ウ)計画総トン数
- (エ)船舶の長さ、幅及び深さ
- (オ)船質
- (カ)推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径

### (3) 転用許可申請書記入要領(要点)

#### ア 申請者の氏名又は名称

申請者は、個人又は法人とすること。任意団体では申請できない。  
申請者が複数の場合には、申請書には「外何名」と記載し、別紙に全員連名捺印のうえ、代表者を明らかにすること。

#### イ 船名

国字をもって定めること(ローマ字、外字は不可)。許可申請時までに船名を決定しないときは「未定丸」で申請すること。但し、この場合であってもしゅん工時までには決定し、漁船変更報告を行うこと。

#### ウ 漁業種類又は用途

「転用前」の欄には、漁船登録抹消船の転用の場合には抹消時点での漁業種類を記入し、一般船舶の転用の場合には、転用前の用途を記入すること。  
漁業種類は「漁業種類の分類表」中「B登録の分類」により記入すること。なお、県又は国から別に指示を受けた場合にはこの限りでない。  
また、漁業種類の記入にあたっては、最高3種類程度とすること。

#### エ 操業区域

許可承認等漁業従事船にあつては「指定された区域」、その他の船にあつては「沿岸」とすること。

#### オ 主たる根拠地

漁船の操業又は運航の本拠とする港が所在する市町村名を記入すること。20トン以上漁船の場合、船舶法上の船籍港と異なってもよい。

#### カ 船舶の長さ、幅及び深さ

登録寸法を記入する。測度寸法ではない。

#### キ 船質

鋼、木、FRP、軽合金の種類を明らかにすること。

#### ク 造船所の名称及び所在地

当該船舶の建造を行った造船所について、記入すること。

#### ケ 推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径

種類は「ジーゼル」、「電気点火」の別を、馬力数は「キロワット又はkw」単位を付して(平成14年3月31日以前に漁船に登録されたことのある中古機関にあつては既に算出されている馬力数を単位を付しないで)記載すること。

#### コ 推進機関の製作所の名称及び所在地

推進機関を製作した会社の本社名及びその所在地を記入すること。販売店名ではない。

#### サ 転用の予定期日

申請の日から1週間程度余裕を見ること。

#### シ 転用に要する費用及びその調達方法の概要

自己資金、借入金別の金額を記入すること。

・漁船の転用許可を受けた者は、次の(1)～(6)に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、転用許可をした行政庁の計画変更の許可を受けなければなりません。

- (1)漁業種類又は用途
- (2)操業区域及び主たる根拠地
- (3)計画総トン数
- (4)船舶の長さ、幅及び深さ 改造許可申請
- (5)船質
- (6)推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径 改造許可申請

・申請手続きは、以下の申請書と添付書類で行います。

申請書 NO.15  
手数料 不要  
添付書類 別表(D)  
提出部数 各1部  
申請経路 転用許可申請に同じ

### 3. 漁船変更報告

・漁船の転用許可を受けた者は、次の(1)～(5)に掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、遅滞なくその旨を転用許可をした行政庁に報告しなければなりません。

- (1)申請者の氏名又は名称及び住所
- (2)船名
- (3)推進機関の製作所の名称及び所在地
- (4)転用の予定期日
- (5)転用に要する費用及びその調達方法の概要

・報告手続きは、以下の報告書と添付書類で行います。

報告書 NO.18  
添付書類 所属漁協の副申書  
提出部数 1部  
申請経路 転用許可申請に同じ

#### (注意事項)

売買などにより申請者自体が変更される場合は当該変更報告の範疇とはならず、新申請者が新たに転用許可申請をしなければなりません。

### 4. 漁船転用許可期間延長許可申請

・漁船の転用許可を受けた者は、転用許可期間内に転用をすることができないやむを得ない事由があるときには、転用許可をした行政庁へ許可期間延長の申請をすることができます。

・申請手続きは、以下の申請書と添付書類で行います。

申請書 NO.16  
手数料 不要  
添付書類 NO.17と所属漁協の副申書  
提出部数 各1部  
申請経路 転用許可申請に同じ

### 5. 総トン数の測度申請

(総トン数を変更した場合のみ)

・漁船所有者は、船の寸法や総トン数を変更した場合には、当該漁船の総トン数を明らかにするため、都道府県知事が行う「総トン数の測度」を受けなければならないことになっています。  
・総トン数の変更を伴う漁船の転用許可を受けた者は、転用した漁船について、漁船登録申請前に総トン数測度を完了しておく必要があります。

総トン数の測度

### 6. 漁船登録申請

・転用許可指令書(場合によっては「計画変更許可書」あるいは「許可期間延長許可書」も併せて)を用意したうえで、**新規登録申請**を行います。